**競技上の注意**

**審判長　佐々木　　修**

令和４年６月１日一部改正された現行の日本卓球ルール及び事業実施細則第８条（関東学生リーグ戦）を併用し、適用して実施します。

卓球競技はスポーツマンシップに則り、ルールを遵守し立派なマナーのもとに、正々堂々と競技を行わなければなりません。

**ラケット検査について**

* 本大会にラケットコントロールセンターが設置された場合は、このセンターでは無作為に選ばれた選手のラケットについて、ラバーの厚さ、表面の平坦性等を含むすべての規定を守っているかどうか検査し、そのラケットの正当性についてチェックする。
* ラケットコントロール検査は、団体戦における指定された個々のマッチにおいては、マッチ前に検査が行われるものとする。
* マッチ前のラケット検査を受けなかった場合には、試合終了後に受けなければならない。
* 試合前の検査に合格しなかったラケットは、その試合では使用できないので、「別のラケット」を使用しなければならない。使用した「別のラケット」は試合終了後に検査を受けなければならない。

もし試合後の検査でラケットが合格しない場合、そのラケットを使用した競技者にペナルティーが科せられる。

* 全ての競技者には、希望すれば試合開始前までにラケットの自主（ボランタリー）検査を受けることができる。

**１．卓球台、ボール、用具、服装等について**

* 卓球台の色はブルー系を使用する。
* **使用球は、ニッタク３スター・プレミアム・クリーン**とする。
* 双方のチームで出場する選手の代表者は、事前に「ボール選球所」で試合球３個を選んで、試合開始前プレー領域内で審判員に渡すこと。
* ラケット本体を覆うラバーは、その摩擦特性、外見、色、構造、表面等の競技性能に、物理的、化学的その他の処理による変化、修正を与えることなしに、ＪＴＴＡあるいはＩＴＴＦに公認された状態で使用されなければならない。

　なお、外国製ラケットでＪＴＴＡのマークがないもの、ＪＴＴＡの刻印がないものを使用する場合、予め試合開始１時間前までに、審判長の許可（「ラケット使用許可書」が必要）を受けること。

* ラバーはラケット本体より大きかったり、小さかったりしないこと。
* ゲーム中ラケットを破損した場合、スペアラケットかプレー領域内で手渡されたラケットと交換して、直ちにプレーを再開すること。
* 団体戦に出場するチームの全選手及び個人戦でダブルスを組む競技者は、靴及び靴下、服装についている広告の数、大きさ、色及びデザインを除いて、同じ服装で競技しなければならない。
* 競技用服装（シャツ、ショーツ、スカート）はＪＴＴＡの公認マークの付いているものを着用すること。
* 競技用シャツ（袖、襟を除く）、ショーツ、スカートの主たる色は使用するボールの色と明らかに違う色でなければならない。
* 同じ服装による対戦を避けるため、色、柄の異なった２種類以上の服装を用意すること。
* 似かよった服装でお互いが服装を代えることに同意しなかった場合は、主審がくじで決める。
* リストバンド、サポーター、ヘアバンド及びスパッツにつける広告は、メーカーの商標・ロゴのみ１か所とし、１２㎠以下であること。ただし、日本卓球協会公認用具指定業者の製品のみ認められる。

**２．マッチ開始前の練習時間について**

* **マッチ開始前の練習時間は１分以内とする。**

**３．サービスについて**

* サ―ビス開始時には、フリーハンドの手のひらを開き、その上につかむことなく自由に転がる状態でボールをのせ、静止させること。
* ボールを投げ上げるにあたっては、ボールに回転を与えることなく、ボールがフリーハンドの手のひらから離れた後、ほぼ垂直に１６cm以上投げ上げられ、落下する途中を打球しなくてはならない。
* サービスを開始してから打球するまでの間、ボールは常にプレーイングサーフェスよりも高い位置で、かつエンドラインより後方になくてはならない。またこの間、サーバーまたはダブルスのパートナーの体の一部、または着用している物でボールをレシーバーから隠してはならない。
* ボールが手のひらから離れたら、すぐにフリーアームとフリーハンドをボールと両方のネット支柱で形成される三角形の空間領域の外に出さなければならない。

**４．団体戦の出場について**

* 団体戦に出場する選手は、連続して競技する場合を除き、事前に服装・ゼッケンなど競技のできる体勢を整えておき、前試合が終了したら**１分以内**に競技領域へ入らなければならない。
* **団体戦において、シングルスからダブルス又はダブルスからシングルスへと連続して競技する選手は、３分以内に競技領域へ入らなければならない。**
* 競技領域には、認められた者以外の立入りを禁止する。
* 選手として競技するしないにかかわらず、監督の氏名は事前に主審に通知されるものとする。

**５．リーグ戦校整列について**

* 監督・コーチ・主務に変更がある場合は、試合開始前に審判、及び対戦相手に「変更届」を提示すること。
* 監督・コーチが試合前に整列できない場合（身体的理由や遅刻等）や、試合時のベンチ入りが遅れる場合（男女監督兼務の場合等）には、事前に主審宛「変更届」に理由を付記し提出すること。

**６．促進ルールについて**

* 両方の競技者または組のポイントスコアの合計が少なくとも１８ポイントに達した場合を除いて、ゲーム開始後１０分を経過しても終了しない場合は促進ルールが適用される。また、それ以前でも双方の競技者または組の要請があった場合には促進ルールが適用される。促進ルールが適用された場合、そのマッチの残りのゲームは促進ルールで行われる。
* **特別ルールとして、１ゲームが５分経過した時点で、双方のポイントスコアの合計が１０点未満の時は、促進ルールを適用する。**

**７．タイムアウト制について**

* 競技者（組）又は監督は、１マッチを通じて１分以内の「タイムアウト」を１回要求することができる。
* タイムアウトの要求は、ゲーム中のラリーとラリーの間のみできる。その場合は、選手は両手で「Ｔ」を示し、ベンチからは「Ｔ」カードを用いて要求を示し、主審にその意思を明確に示して伝えること。
* 競技者（組）と監督の意見が異なった場合は、監督の要求が優先される。

**８．抗議、アドバイスについて**

* 団体戦での抗議は、問題が生じたチームの監督のみが行うことができる。主審または副審等による事実の判定に対し抗議することはできない。
* 団体戦において、競技者はベンチにいることを認められた誰からでもアドバイスを受けることができる。また、競技者はアドバイスによって競技が遅れさえしなければ、ラリー中を除いていつでもアドバイスを受けることができる。

**９．バッドマナーの取扱い、ペナルティーの移動について**

* 競技者、監督及びコーチは、相手競技者に対し不当な影響を与え、観客に不快感を与え、ゲームの評判を落とすようなクセ、態度（大声で叫び汚い言葉を使う、故意にボールを潰すことや競技領域外に打って出す、卓球台やフェンスを乱暴に扱う行為等）、競技役員の指示を無視する等を行った場合、バッドマナーとして判断され、相手へのポイント、選手の退場などのペナルティーが科される。
* **ベンチでは、試合中に立ち上がっての応援を禁止する。**
* **主審の**ポイント**コール**後、**２０秒以内にサービスを出さない又はレシーブの構えに入らないなどの「スロープレー」については、**競技のスピードアップを無視する行為として**バッドマナーの対象**となる。
* 主審が選手の行為に対してバッドマナーと判定した場合、最初はイエローカードによる警告、２回目はイエローカード・レッドカードを掲げて相手に１ポイントを与え、さらに違反行為が続く場合には、相手に２ポイントが与えられる。さらなる不正行為を続けた場合は、主審は直ちに競技を中断し、審判長に報告すること。
* 団体戦の中でダブルスを組む競技者が、そのダブルスの試合以外で科されたバッドマナーの警告は、そのままダブルスのペアーに持ち込まれて継続ペナルティーの対象となる。

**１０．ベンチ入りの人数について**

* 監督１名、コーチ１名、主務１名、選手１５名以内とする。

**１１．横幕・応援旗の掲示について**

* 応援用具（旗、のぼり、ボード）に記載されている内容は、参加しているチームまたは個人を応援するものに限る。なお、校旗、部旗は自チームの試合が終了した後、速やかに撤去すること。
* 校旗、部旗は縦1.5m×横2m以内とし、校章またはシンボルマークは中央に入れ、縦か横表示の卓球部名が入っているもの。
* 縦幕は原則として許可しない。また前項の旗を縦に長くして掲示することはできない。

**１２．一般的注意事項**

* カメラ、ビデオ撮影は「報道」として許可された者以外、フロア内での撮影は禁止する。他チームを撮影する場合は、フロア以外では認める。フロア内での他チーム撮影は禁止とし、違反した場合、その後大会期間中自チームを含めて一切の撮影を禁止する。

　（チーム選手のプレーを撮影するためのビデオカメラ等は1台のみ認められる。ただし、試合が2台進行の場合はビデオカメラ２台での撮影が認められる。）

* 本連盟主催の試合において、登録選手の会場内及び周辺での喫煙を全面禁止とする。
* 盗難予防のために、試合中は自分の持ち物を知人に預けるなどして、絶対に放置しないこと。万一被害にあっても、当連盟として一切の責任を負いません。
* ゴミ類は、責任をもって持ち帰ること。
* 近隣住宅などでの喫煙やゴミの投げ捨てなど、体育館利用に際しての注意事項に著しく違反した場合、関東学生卓球連盟・内規第１２条及び第１３条により、第１５条を適用し処罰する場合もある。